

## 【第一種動物取扱業登録申請書の記入方法】

- 第一種動物取扱業は、販売、保管、貸出し、訓練、展示、その他（競りあっせん業、譲受飼養業）で、計7種別です。
- 第一種動物取扱業登録申請書（以下「申請書」という。）は、業種別に2部必要です。
- 複数業種の申請がある場合には、共通する添付書類は1部で結構です。

### 申請者欄

- ・ 右上の「年月日」には、保健所に、申請書を提出する年月日を記入してください。
- ・ 郵便番号、住所、電話番号等、すべての項目を記入してください。
- ・ 略字等は使用せず、正確に記入してください。
- ・ 申請者のお名前や、法人の名称が旧字体の場合は、旧字体のまま記入してください。

### 1 事業所の名称

- ・ 正確に記入してください。記入されたとおりに、登録されます。
- ・ アルファベットの場合の大文字・小文字の区別、スペースの有無、記号等に気を付けてください。

### 2 事業所の所在地

- ・ 事業所所在地の郵便番号・住所・施設の電話番号を記入してください。
- ・ 事業所がビルの場合は、ビル名および部屋番号または階数まで記入してください。
- ・ 店舗等の飼養施設を持たず、業を行っている場合（例：インターネット販売、出張訓練）には、業に関する事務を行う場所の所在地を記入してください。
- ・ 事業者あての通知は、こちらに郵送いたします。

### 3 動物取扱責任者

#### (1) 氏名

- ・ 略字等は使用せず、正確に記入してください。
- ・ 申請者のお名前が旧字体の場合は、旧字体のまま記入してください。

#### (2) 要件

- ・ 申請書の「備考1」を参照してください。
- ・ 3つの要件のいずれか1つ以上が必要となります。該当する口にチェック(☑)を入れてください。

### 4 第一種動物取扱業の種別

- ・ 種別のうち、1つにだけチェック(☑)を入れてください。
- ・ 複数の種別を営む場合は、業種ごとに登録申請書を提出してください。
- ・ 飼養施設を持っている場合は「口有」に、無い場合は「口無」の各口にチェック(☑)を入れてください。
- ・ 「飼養施設」とは、「動物の飼養又は保管のための施設」を指します。

## 5 業務の内容及び実施の方法

### (1) 業務の具体的内容

販 売：小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を扱う業者、露店等における販売のための動物の飼養業者、施設を持たないインターネット等による販売業者  
保 管：ペットホテル業者、美容業者(動物を預かる場合)、ペットシッター  
貸出し：ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者  
訓 練：動物の訓練・調教業者・出張訓練業者  
展 示：動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設(「ふれあい」を目的とする場合)  
競りあっせん：会場を設けて競りあっせんを行う業者  
譲受飼養：有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業者

### (2) 実施の方法

- ・ 第一種動物取扱業の種別が「販売業」又は「貸出業」の場合には、別紙「第一種動物取扱業の実施の方法(様式第1別記)」に、記入し提出してください。
- ・ 「第一種動物取扱業の実施の方法(様式第1別記)」の「氏名」「住所」「電話番号」の各欄は、申請書「申請者」欄と同一に記入してください。
- ・ 「第一種動物取扱業の種別」欄や各項目の「実施方法」欄の口に、必ずチェック(☑)を入れてください。その他の場合は、例示と同等以上又は併用するものがある場合のみ、その他の口にチェック(☑)し、( )にその内容を詳しく記入してください。

## 6 主として取り扱う動物の種類及び数

- ・ 申請書の「備考3」を参照してください。
- ・ 飼養施設の構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数に対し、著しく不適切なものでないこと等を確認できるように、年間2頭以上の取扱いを行う動物を記入してください。
- ・ 動物の種類は、下記表「動物の種類」の標記にしたがって、記入してください。
- ・ 動物の種類の上にカッコ書きで、必ず頭数の記入をしてください。

動物の種類	
哺乳類	イヌ、ネコ、ウサギ、げっ歯類、イタチ・フェレット、サル類、その他
鳥類	インコ・オウム、フィンチ・カナリア(*1)、ハト、キジ・ニワトリ、水鳥、軟食鳥類(*2)、その他
爬虫類	カメ、トカゲ、ヘビ、ワニ、その他

\*1: ジュウシマツ、ブンチョウ、キンカチョウ、キンパラ、ギンパラ、カナリア等の種類を扱っている場合

\*2: 九官鳥やすり餌を主食としている鳥を扱っている場合

## 7 飼養施設

飼養施設をお持ちの方は、記入してください。

(1) 所在地

- ・ 飼養施設所在地の郵便番号・住所・施設の電話番号を記入してください。
- ・ 飼養施設がビルの場合は、ビル名および部屋番号または階数まで記入してください。
- ・ 複数の飼養施設をお持ちの場合は、別紙に記載して添付してください。

(2) 構造及び規模

① 建築構造

該当する項目の、□にチェック(☑)を入れてください。

建物の構造が混合している場合には、使用されているすべての構造物の□にチェック(☑)を入れてください。

⑤ 設備の種類

申請書の「備考4」を参照してください。

飼養施設にある項目の□に、チェック(☑)をしてください。

これらの配置について、飼養施設の平面図にご記入ください。

**動物の愛護及び管理に関する施行規則第2条第2項第4号のイ～ワに定める事項**

- ・ ケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。）
- ・ 照明設備（営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。）
- ・ 給水設備
- ・ 排水設備
- ・ 洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。）
- ・ 消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。）
- ・ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
- ・ 動物の死体の一時保管場所
- ・ 餌の保管設備
- ・ 清掃設備
- ・ 空調設備（屋外施設を除く。）
- ・ 遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要ない場合を除く。）
- ・ 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を営もうとする者に限る。）

(3) 管理の方法

申請書の「備考5」を参照してください。

**8 営業の開始年月日**

- ・ 営業開始予定日を記入してください。

**9 権原の有無**

- ・ 申請書の「備考6」を参照してください。
- ・ 「①事業所」「②飼養施設」とも、該当する□にチェック(☑)を入れてください。

「権原」とは、法律用語で「ある行為をすることを正当とする法律上の原因」のことです。つまり、その建物で動物取扱業を行うことについて、所有権や賃借権など正当な根拠を有するかどうかという事です。

#### 10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員

- ・ 申請書の「備考7」を参照してください。
- ・ 犬のお散歩業、ペットシッター等事業所を出て業を行われる方を指します。

#### 11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員

- ・ 申請書の「備考7」を参照してください。
- ・ 動物取扱責任者に準じた職員ですが、都道府県知事が実施する研修への参加義務はありません。

#### 12 営業時間

- ・ 「営業時間」を記入してください。
- ・ 特定成猫とは、①生後1年以上で、②午後8時から午後10時までの間に展示され、休息できる設備に自由に移動出来る状態で展示されている猫のこと。
- ・ 1日の特定成猫の展示時間は12時間を超えてはいけません。

#### 13 犬猫等の繁殖を行うかの別及び犬猫等健康安全計画

- ・ 犬猫等販売業者は、別紙「犬猫等健康安全計画(様式第1別記2)」に必要事項を記入し、提出してください。

#### 14 添付書類

- ・ 「登記事項証明書」「役員の氏名及び住所」は、法人の場合のみ必要です。
- ・ 「業務の実施の方法」は、「販売」、「貸出し」の場合のみです。
- ・ 「申請者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類」及び「動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類」は、参考様式第1の用紙の該当する口にチェック(☑)してください。
- ・ 権原を証明する書類について、自己所有の場合は、土地・建物の登記事項証明書、固定資産税の納税証明書等を、賃貸物件の場合は、賃貸契約書(契約の内容に動物の飼養禁止規定がある場合、権原があるとみなされない。)を添付してください。
- ・ 飼養施設をお持ちの方は「飼養施設の平面図」及び「飼養施設の付近の見取図」を添付してください。

#### 15 備考

- ・ 申請書の「備考8」を参照してください。
- ・ (1)、(2)、(4)、(5)は該当する方のみ記載してください。
- ・ 「(3)事業所に配置される職員の最低数」は、すべての方が記入してください。